

鎌倉市と株式会社オリィ研究所との遠隔操作ロボットの活用に関する協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）と株式会社オリィ研究所（以下「乙」という。）は、就労に困難を抱える者の在宅就労の可能性を見出すため、遠隔操作ロボットを活用した実証実験の実施に係る基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が開発した遠隔操作ロボット「OriHime」（以下「OriHime ロボット」という。）を活用し、就労に困難を抱える者への就労支援の可能性を探り、今後の甲の施策立案に資することで、甲が目指す共生社会の実現の一助とすることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力を行うものとする。

- (1) OriHime ロボットを活用した就労に困難を抱える者への就労支援に係る実証実験の実施
- (2) 実証実験への参加者の募集及び支援

2 前各号のほか、本協定に基づく事業の実施に必要な事項は、別途、甲乙間で覚書を作成して定めるものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年（2022年）12月31日までとする。

（協議事項）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議して処理するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）4月18日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 （自署）

乙 東京都中央区日本橋本町3-8-3
日本橋ライフサイエンスビルディング3 5F
株式会社オリィ研究所
代表取締役 吉藤 オリィ（健太郎） （自署）